

令和6年5月14日

第580回 海務協議会議題

1. 令和5年度末通達改正(仮陸揚関係)について
2. 汎用申請の追加業務(内貨免税証明、仮陸回収)について
3. 三崎監視署の業務処理体制の変更について
4. 春季取締強化期間のお礼
5. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 監視部 | 内山 次長 |
| ・ 監視部総括許可部門 | 澤口 統括監視官 |
| ・ // | 志鳥 上席監視官 |

令和5年度末関税法基本通達（仮陸揚関係）の改正について

令和5年度末通達改正に関し、監視取締に関係する部分として、関税法基本通達21-1の仮陸揚及び21-5仮陸貨物の保稅運送の規定の文言が改正されています。

21-1 改正前は、仮陸揚の積替が「**外国貿易船等※1**」に限定されておりましたが、「**船舶等※2**」と改正され、特殊船舶や外貨を積載する沿海通航船等も含まれるよう拡大されました。

※1外国貿易船又は外国貿易機 ※2船舶等とは船舶及び航空機 船舶とは、人が乗って航行の用に供する機器をいう。（関税法基本通達2-2）

21-5 ①仮陸揚貨物の陸揚港以外への運送時に付されていた「**船舶等の航行の都合等やむを得ない理由**」という条件が削除され、利用しやすくなりました。

②積込先について「**同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等**」という限定が削除され、特殊船舶や外貨を積載する沿海通航船等も含まれるよう拡大されました。

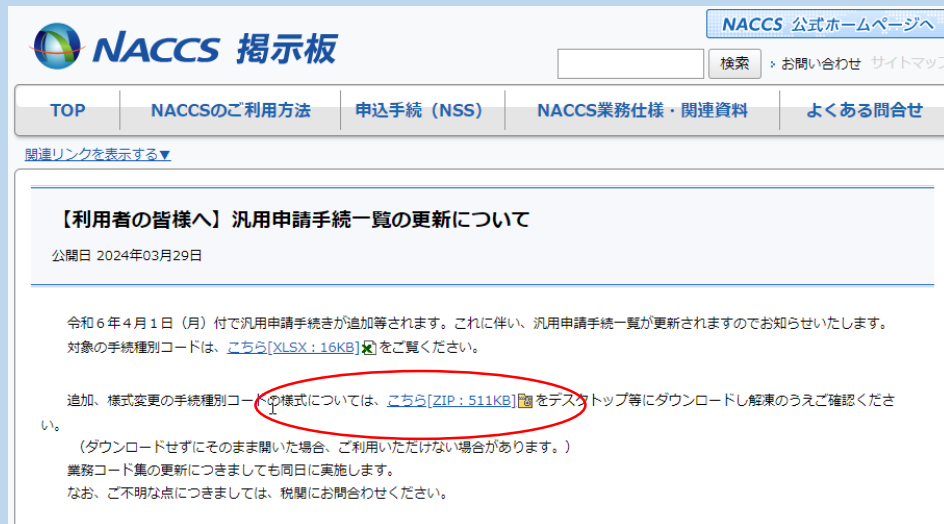
改正後	改正前
（外国貨物の仮陸揚の範囲） 21-1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。 (1) （省略） (2) その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。 イ 船舶等に積まれている貨物を当該船舶等の荷繰り又は他の船舶等への積替えの都合上陸揚げする場合 ロ～ト （省略） （仮陸揚貨物の積込み） 21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。 (1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、陸揚げした港等以外の港等で積込み込むことが必要とされる場合において、取締上支障がないと認められるときは、前記21-2の規定により提出された「外国貨物の仮陸揚届」に、便宜、法第63条の規定による保稅運送の承認を行って差し支えない。 なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。 (2) （省略）	（外国貨物の仮陸揚の範囲） 21-1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。 (1) （同左） (2) その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。 イ 船舶等に積まれている貨物を当該船舶等の荷繰り又は他の外国貿易船等への積替えの都合上陸揚げする場合 ロ～ト （同左） （仮陸揚貨物の積込み） 21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。 (1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、仮陸揚げされた貨物①、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において②、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積込み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記21-2の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を提出させ、便宜、これにより法第63条の規定による保稅運送の承認を行って差し支えない。 なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、外国貿易船等に仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。 (2) （同左）

【汎用申請追加業務】内貨船用品に係る免税品（酒・たばこ）の輸出証明

これまで内貨船用品積込申請において「免税品（酒・たばこ）」の積込確認については窓口に来庁する必要がありましたが、オンライン化推進のため

内貨船用品（免税品）の積込確認業務（K93）を汎用申請業務に新設することとなりました。

なお、K93申請時に添付する積込確認書は、別添のエクセル様式に記載いただく必要があるため、必ずNACCS掲示板からダウンロードした様式をご使用ください。



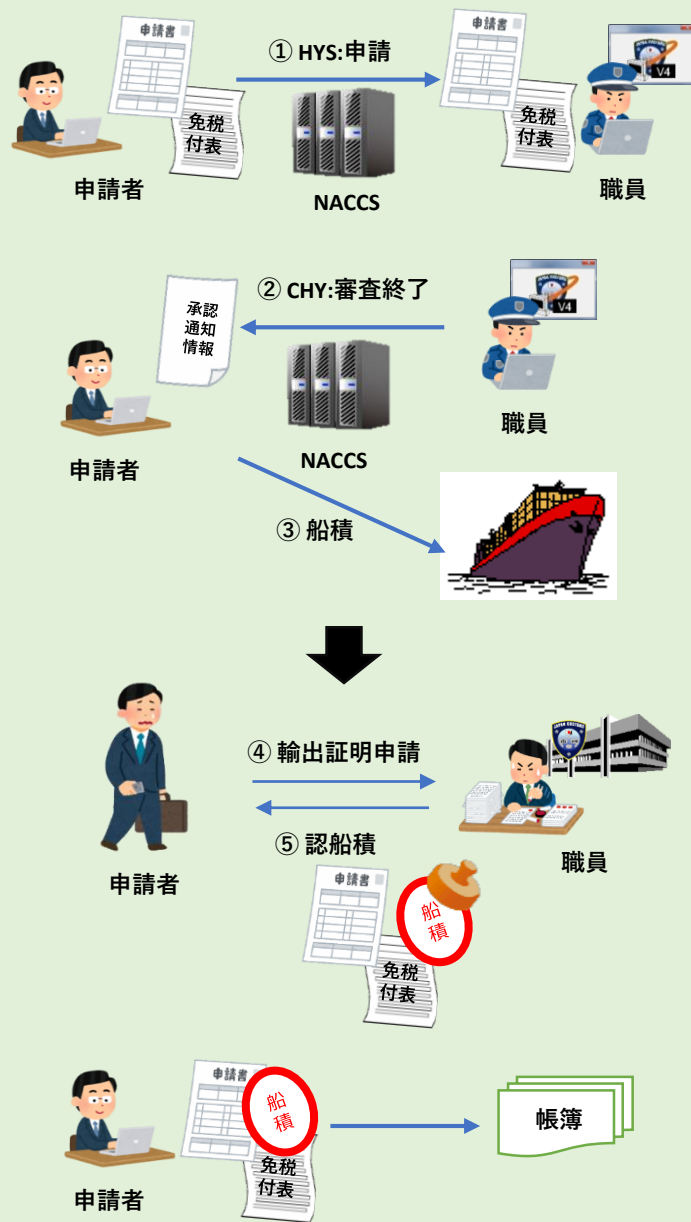
K93	内貨船機用品積込確認書類提出	-	関法第23条第2項 関令第21条の2第2項 関基23-13(1)	K93-適宜様式
-----	----------------	---	--	----------

○次ページの電子処理の流れにあるとおり、税関は、国税庁より、事業者からの積込確認申請に対する審査終了時、通信欄に税関側が総額、総数量等の記載をするよう求められております。

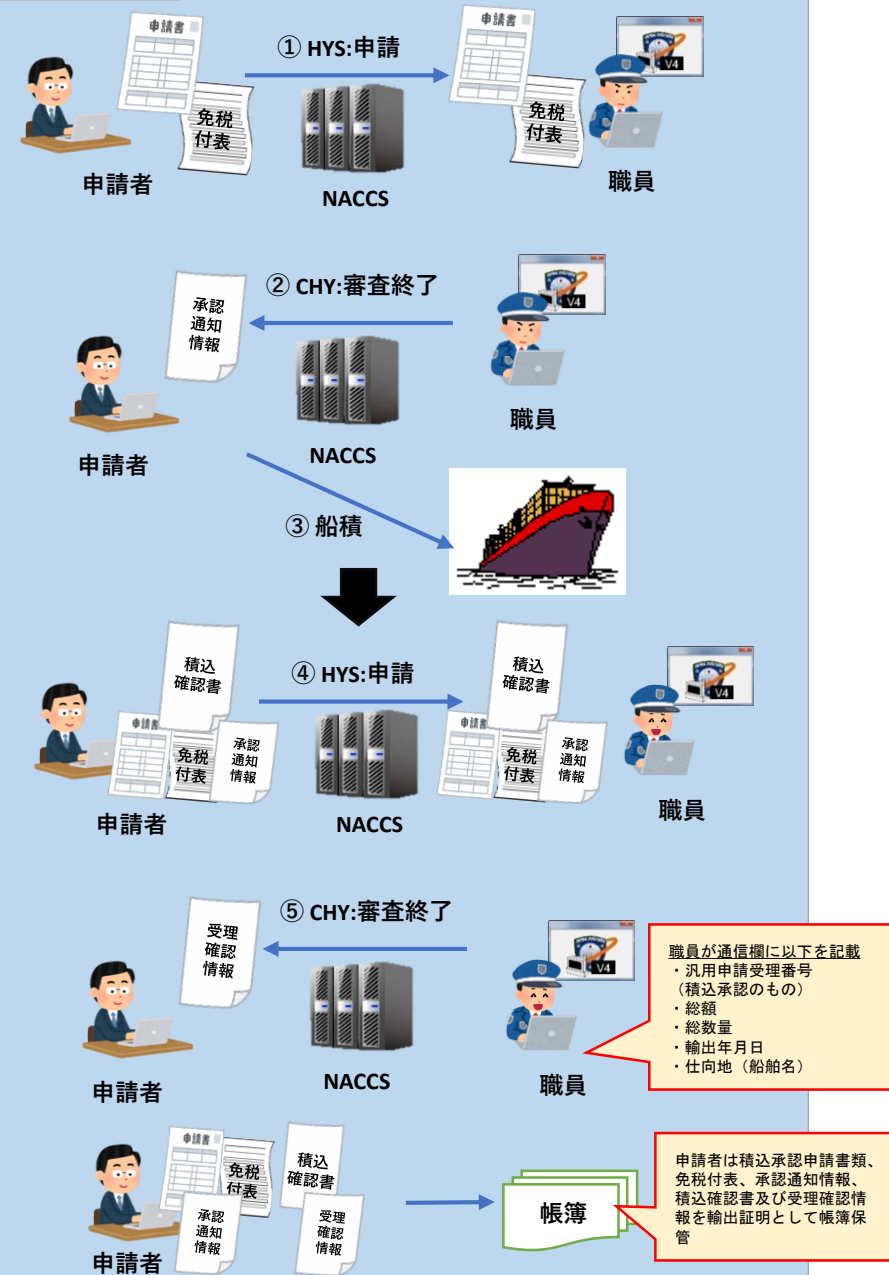
○申請者は、積込承認申請書類、免税付表、承認通知情報、積込確認書及び受理確認情報を輸出証明として帳簿保管することが必要となっております。

【汎用申請追加業務】内貨船用品に係る免税品（酒・たばこ）の輸出証明

現行



改正後



社内整理番号	
--------	--

※受理番号	
-------	--

内 貨 船 機 用 品 積 込 確 認 書
(酒 類 用)

令和 6 年 5 月 14 日

横浜 税関 御中

当初の積込承認がマニュアル
だった場合、受理番号がないた
め、そこはblankで構いません。
その他の項目の記載をお願いします。

提 出 者	
住 所	横浜市中区海岸通1-1
氏 名	税関貿易
電 話 番 号	045-※※※-※※※※

積込承認受理番号	-	承認年月日	5/10/2024
----------	---	-------	-----------

(積込承認を受けた際の受理番号 (汎用申請で承認を受けた場合は汎用申請受理番号) を入力)

上記の積込みの承認を受けた内貨船機用品 (酒類) について、下記のとおり積込みを行いましたので、その
事実を証する書類を提出します。

記

1 ・ 積込年月日 令和 6 年 5 月 10 日

2 ・ 船機用品 (酒類) の品名 ●●社○○ビール
(積込みの事実を証する書類に記載がある場合、「別紙のとおり」と記載)

積込合計金額	5,000	円
--------	-------	---

複数の物品がある場
合は必ず合計数量を
入力願います

積込合計数量	12,000	数量 単位	m l
--------	--------	----------	-----

積込船 (機) 名	ABC BULK
-------------	----------

3 ・ 積込みの事実を証する書類 本船側責任者 (船長等) の受領確認の記載がある承認書
(添付する積込みの事実を証する書類、枚数を入力) または輸出免税付表

計 1 枚

4 ・ 備 考

(注) 税関は、申請様式下部に自動入力され
た事項を記事欄に記載し受理確認情報
を返信しますので、帳簿保管願います。

1 ・ ※印の欄は記載しないで下さい。
2 ・ 本確認書と共に受領書、明細書等積込みの事実を証する書類を添付して下さい

(参考) テンプレート用でこの下は通常表示しません。

関数入力されており、上に記載されたものが自動
入力されます。

税関通信欄 (受理確認通知)
< 酒類 > 積込承認受理番号 : -
合計金額 : 5000円 合計数量 : 12000m l 輸出年月日 (積込年月日) : 令和6年5月10日 積込船機名 (仕向地) : ABC

社内整理番号	
--------	--

※受理番号	
-------	--

内 貨 船 機 用 品 積 込 確 認 書
(酒 類 用)

令和 年 月 日

税関 御中

提 出 者	
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

積込承認受理番号		承認年月日	
(積込承認を受けた際の受理番号 (汎用申請で承認を受けた場合は汎用申請受理番号) を入力)			

上記の積込みの承認を受けた内貨船機用品 (酒類) について、下記のとおり積込みを行いましたので、その
事実を証する書類を提出します。

記

1・積込年月日	令和 年 月 日
2・船機用品 (酒類) の品名	(積込みの事実を証する書類に記載がある場合、「別紙のとおり」と記載)
積込合計金額	円
積込合計数量	数量 単位
積込船 (機) 名	
3・積込みの事実を証する書類	(添付する積込みの事実を証する書類・枚数を入力) 計 枚
4・備 考	

(注)

1・※印の欄は記載しないで下さい。

2・本確認書と共に受領書、明細書等積込みの事実を証する書類を添付して下さい。

社内整理番号	
--------	--

※受理番号	
-------	--

内 貨 船 機 用 品 積 込 確 認 書
(た ば こ 用)

令和 6 年 5 月 14 日

横浜

税関 御中

提 出 者

住 所

横浜市中区海岸通1-1

氏 名

税関貿易

電 話 番 号

045-※※※-※※※※

積込承認受理番号

S34058666

承認年月日

5/10/2024

(積込承認を受けた際の受理番号(汎用申請で承認を受けた場合は汎用申請受理番号)を入力)

上記の積込みの承認を受けた内貨船機用品(たばこ)について、下記のとおり積込みを行いましたので、その事実を証する書類を提出します。

記

1・積込年月日

令和 6 年 5 月 10 日

2・船機用品(たばこ)の品名

別紙のとおり

(積込みの事実を証する書類に記載がある場合、「別紙のとおり」と記載)

積込合計金額

20,000

円

複数の物品がある場合は必ず合計数量を入力願います

積込合計数量

20

数量
単位

CT

積込船(機)名

ABC BULK

3・積込みの事実を証する書類

本船側責任者(船長等)の受領確認の記載がある承認書

(添付する積込みの事実を証する書類・枚数を入力)

または輸出免税付表

計 1 枚

4・備 考

(注)

- 1・※印の欄は記載しないで下さい。
2・本確認書と共に受領書、明細書等積込みの事実を証する書類を添付して下さい

税関は、申請様式下部に自動入力された事項を記事欄に記載し受理確認情報を返信しますので、帳簿保管願います。

(規格A4)

(参考)テンプレ用でこの下は通常表示しません。

関数入力されており、上に記載されたものが自動入力されます。

税関通信欄(受理確認通知)

<たばこ> 積込承認受理番号:S34058666 合計金額:20000円 合計数量:20CT 輸出年月日(積込年月日):令和6年5月10日 積込船機名(仕向地):ABC BULK

社内整理番号	
--------	--

※受理番号	
-------	--

内 貨 船 機 用 品 積 込 確 認 書
(た ば こ 用)

令和 年 月 日

税関 御中

提 出 者	
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

積込承認受理番号		承認年月日	
(積込承認を受けた際の受理番号(汎用申請で承認を受けた場合は汎用申請受理番号)を入力)			

上記の積込みの承認を受けた内貨船機用品(たばこ)について、下記のとおり積込みを行いましたので、その
事実を証する書類を提出します。

記

1・積込年月日	令和 年 月 日
2・船機用品(たばこ)の品名	(積込みの事実を証する書類に記載がある場合、「別紙のとおり」と記載)
積込合計金額	円
積込合計数量	数量 単位
積込船(機)名	
3・積込みの事実を証する書類	(添付する積込みの事実を証する書類・枚数を入力) 計 枚
4・備 考	

(注)

1・※印の欄は記載しないで下さい。

2・本確認書と共に受領書、明細書等積込みの事実を証する書類を添付して下さい。

【汎用申請追加業務】 仮陸揚積込確認書類提出（船用品等）

日頃から監視関係手続きのオンライン申請にご協力いただきありがとうございます。
これまで仮陸揚届の申請において、積込確認後は窓口に来庁し書類を提出する必要がありました。

事業者の利便性向上を目的として、『**仮陸揚積込確認書類提出（船用品）（K94）**』
を汎用申請業務に新設することとなりました。

○業務対象

- ・ 汎用申請による仮陸揚届出貨物

（NACCSの貨物管理情報で取り扱えるものに関しては、引き続きそちらを推奨いたします。仮陸揚貨物情報の管理については、積荷情報登録（MFR業務）で仮陸揚貨物としての登録があり、届出（DMF業務）も出来る仕様となっていることから、搭載の登録まで貨物情報として管理できます。）

Q.当初、マニュアル申請していたものについて、積込確認を汎用申請で行うことも可能になるのでしょうか。
マニュアル申請時に交付した申請書が、申請者側に残ってしまいます。

A.当該業務により、「事業者による積込確認を受けた届出書の提出」及び「税関による受理」はシステム上完了しているため、マニュアル提出時の届出書（税関未受理の現物）が手元に残ること自体は問題ありません。

関係各位

【お知らせ】横須賀税関支署三崎監視署の業務処理体制の変更について

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
横浜税関横須賀税関支署三崎監視署（以下「三崎監視署」と表記）については、これまで職員が常駐して窓口対応を行ってまいりましたが、国際物流や行政需要の変化等を踏まえ、本年7月1日以降、下記のとおり業務処理体制を変更することといたしました。

記

1. 三崎監視署における窓口対応
原則、週1日（水曜日10：00～15：00）
上記時間以外は、横須賀税関支署（下記）にご連絡ください。業務内容等を
勘案し、必要に応じて同支署に勤務する職員が三崎監視署に赴いて対応します。
なお、水曜日以外に三崎監視署で窓口対応を行う場合は、事前に横浜税関ホームページに窓口対応日を掲載しお知らせします。

＜連絡先＞

TEL	（窓口対応時間内）三崎監視署	046-881-6641
	（窓口対応時間外）横須賀税関支署	046-861-1287
FAX	横須賀税関支署	046-861-1283

2. 手続官署
三崎監視署長宛の手続（NACCSを利用した手続を含む。）については、従前どおり、同監視署長宛に手続をお願いします。
3. NACCSによる手続
NACCSを利用する場合には、上記の窓口対応時間にかかわらず、手続を行っていただくことが可能です（今回の業務処理体制変更に伴う変更点はありません。）。

以上

（本件についてのお問合せ先）	
横須賀税関支署統括審査官	046-861-1281
三崎監視署	046-881-6641